

令和2年第3回（9月）定例町議会

（第2日 9月2日）

令和2年第3回（9月）西伊豆町議会定例会

議事日程（第2号）

令和2年9月2日（水）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 報告第 2号 令和元年度西伊豆町財政健全化判断比率の報告について

日程第 3 報告第 3号 令和元年度西伊豆町資金不足比率の報告について

日程第 4 報告第 4号 令和元年度西伊豆町教育委員会自己点検・評価の報告について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（8名）

1番	堤	豊	君	3番	山本	智之	君
4番	芹澤	孝	君	5番	高橋	敬治	君
6番	加藤	勇	君	7番	山田	厚司	君
8番	西島	繁樹	君	11番	増山	勇	君

欠席議員（2名）

9番	堤	和夫	君	10番	山本	榮	君
----	---	----	---	-----	----	---	---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野	淨晋	君	副町長	椿	隆史	君
教育長	鈴木	秀輝	君	総務課長	高木	光一	君
まちづくり課長	長島	司	君	窓口税務課長	渡邊	貴浩	君
健康福祉課長	白石	洋巳	君	産業建設課長	松本	正人	君
防災課長	佐野	浩正	君	環境課長	鈴木	昇生	君

会計課長 森 健 君 企業課長 村松圭吾 君
教育委員会 真野隆弘 君
事務局 局長

職務のため出席した者

議会事務局長 大谷きよみ 書 記 山本征司

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（山本智之君） 皆さん、おはようございます。

開会する前に申し上げます。

10番山本榮君から、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（山本智之君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎一般質問

○議長（山本智之君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順序に従い発言を許します。

なお、本定例会において、一般質問に対し町長に反問権を付与しています。

◇ 増 山 勇 君

○議長（山本智之君） 通告5番、増山勇君。

11番、増山勇君。

[11番 増山勇君登壇]

○11番（増山 勇君） おはようございます。

それでは、一般質問を始めたいと思います。

まず始める前に、私達、任期があと半年と迫ってまいりました。4年間あっという間に終わろうとしております。それで今回は改めて、斎場建設について現況を、伺いをいたします。

まず、今の現況と今後の予定についてお聞かせください。

昨年5月と6月に「新斎場建設に伴う説明会」が田子地区で開催されました。これらを踏まえて、今後の予定と正式な基本構想はいつ作成されるのかお伺いをいたします。そして、そもそもこの火葬場斎場の完成予定はいつ頃を目指しているのか、お伺いをいたします。

2点目は、事業費についてお伺いをいたします。

この新斎場建設の総事業費はいくら見込んでいるのか。そして、この事業に対して国や県の補助金はないのか。私は、当然過疎債を適用すると思うが、その点どう考えるか、お伺いをいたします。そして、現在松崎町と共同使用をしている斎場であります。この新斎場建設にあたっては、松崎町との協議は現在どのようなことで進んでいるのか、お伺いをいたします。

そして3点目は、この説明会や様々な中で、地元の要望の取りまとめは現在どのようなようになっているのか。

そして第4番目は、総合計画にある広域火葬体制等とは、これは何を示すのか、お伺いをいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（山本智之君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは、増山議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

1点目の斎場建設について。

(1) 今後の予定は、正式な基本構想はいつ作成するのか。完成はいつ頃を目指しているのかとのご質問でございますが、議会にもすでにお示ししてありますように、地区の説明会におきまして、建つことが確定していないのに説明をしても意味がないのではとのお声もございましたので、現在はボーリング調査を行っております。出水期のデータを含めて、近く調査が終わります。調査結果を踏まえ、あの場所に立てることが可能と判断できましたら、改めて地区への説明会を行いたいと思います。

正式な基本構想、または計画でございますが、今後の状況を踏まえた中で進めていきたいと思っております。施設の完成の時期については、まだ決まっておりません。

次に、(2)の総事業費は、いくら見込んでいるのか。国、県の補助はないのか。過疎債を適用すると思うがどうか。松崎町との協議はどの程度進んでいるのかとのご質問でございますが、事業費でございますが、設計費や現斎場の解体なども含め、おおよそ6億5,000万ほどの事業総額になるかと想定をしております。斎場建設整備には、国や県の補助制度はなく、

過疎債を可能な限り利用していく予定でございます。松崎町との協議につきましては、建設場所が確定しておりませんので正式な協議はまだ行っておりません。

次に、(3)の地区要望の取りまとめはどのようになっているのかとのお質問ですが、田子地区から要望されている案件は、田子地区説明会の場での提案されたものも含め整理をしております。

次に、(4)の総合計画にある広域火葬体制等とは何かとのお質問ですが、第2次総合計画では、①で新たな斎場の建設として環境に配慮した斎場の建設を推進しますとして、②では新たな斎場建設に合わせた体制整備として、広域火葬体制等について検討を進めますとしております。これにつきましては、西伊豆町の単独事業ということではなく、松崎町等との広域整備の方向で検討を進めますと記載をしているものでございます。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） それでは再質問させていただきます。まず第1点目の、このボーリング調査の結果がいつ出るのか。そして、予測というかその状況は、今どういうふうに考えているのかまずお答えください。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） これは、9月30日までの契約ということでございますので、まだ数値は出ておりませんので、その経過について報告することはできない状況でございます。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） 場所については旧テニスコート跡地というふうに理解していますが、その地質調査ということは今やられているということで、結果は9月30日までしかわからないということなんでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 中間報告として、ボーリングしたその断面であったりとか、N値（ボーリング調査）というものは報告は受けておりますけども、その時にはまだ出水期のデータが取れていないということでして、今年の7月にはたいへん多くの日々に雨が降りましたので、ある意味ではいいデータが取れたのかなというふうに思いますけども、それを分析した結果というものは、まだ報告が上がって来ておりませんので、契約枠は9月30日までになっておりますから、それまでにそのものが出てくると思いますから、それを見て今後判断をしたいというふうに思っております。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） いずれにしる、この斎場建設については、もう30年来の前から新しい斎場を造ればという話は、再三議会でも取り上げてまいりました。しかし、その時その時の責任者というか町長が、私に言わせれば後送りしてきたのかなと思わざるを得ないんです。その政治手法のやり方、地域に諮らずにここがいいと言ったり、様々な経過が今までありまして、なかなか実施をされてこなかったのが現状ではないかと思えます。

それで町長にお聞きするんですけども、今現在、最初に答弁がありましたように、ボーリング調査で大丈夫だということになって初めてやるとなると、これは9月、今月末に。そうすると、私たちは町長の任期中にはとてもじゃないけど、完成は目指せないというふうを考えて、そういう状態になりつつあると思うんですけどいかがですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 完成は目指せないというのは当たり前のごさいまして、調査が出たから1ヶ月後には上物がすべて建つかという話では当然ないわけでごさいますから、もしデータが出て、地区の所に説明に上がってある程度ご理解はいただいたということであるならば、正式な方針を決定し、またそれに伴う設計を組むための予算というものを上程していかなければいけないというふうに思っておりますけども、できればそういった予算の上程ぐらいまでは、私も含め皆さんの今期中に、方向というものは確実にしていきたいと個人的には思っております。

ただ、そのデータが、やはりテニスコートの所が地盤沈下しているというようなご指摘も当然ある中で、本当に建つかという不安が払拭されない状態ではなかなかそれは前に進めないわけでごさいますので、今そのデータを待っているということでごさいますから、その30年来増山さんが新しいものと言われているのは承知はしております。私も議員の時にはそういう一般質問もさせていただきましたし、今まで進んでこなかったという経過も見ておりますので、なんとか方向だけは、この4年間のうちに決着はしたいというつもりで頑張ってきておりますので、もうしばらくお待ちいただければというふうに思っております。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） 町長、就任されてその選挙中かどこかでわかりませんが、斎場を新しく造るんだというようなことを言われていたかと思うんですけど、これを考えるといかにも遅いと。町長自身はゆっくりやるんだというふうに言われておりましたけどね、一日も早く完成を目指すためにも、その地質調査そのものを、ほかの事業でもいろいろと問題があっ

て見直すことがありましたので、とりわけ地質調査についてはもっと早く今の現況ではできないのかもしれませんがね、ほぼできるのではないかということで、検討委員会等で、その適地というのは決められたと思うんです。そもそも、私言いたいのは、いずれの問題にする検討委員会を作られるのはけっこうなんです。学校の問題でもそうです。しかし、一番問題は、諮問答申の関係がないと一つの意見だというふうに町長よく言われるんですね。だとすれば、決めるのはやっぱり町長自身が決断してやるしかない、私は思うんです。

今、地質の問題が、当然今月中には出るということで、それはわかりましたけども、地域の要するに説明会4回やって、あともう1回老人会ともやられたというふうに聞いておりますし、各種団体ともやられたと聞いております。そういうことをやられて、町長自身は、地域の感情とか感覚というのは、どの程度把握されているのかというのをお聞きします。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 地域の感覚とか感情というのは受け取る方によって様々でございますので、私の立場ではなかなかコメントしづらい状況ではございますけども、やはりいろいろな方とお話をし、説明会を行っている中で、あまり反対の声が大きというような印象は私は受けておりませんが、ただその中でも、本当にあそこに建つのかという確証がないのに進めるのはどうかというようなご意見も当然あるわけでございますから、そういったご意見を踏まえて、しっかりとしたボーリング調査、また出水期のデータを取って、建ったあともしっかりと継続して使用ができる状態というのが確認できないと最終的な判断はできないということで、今この調査をしているものでございます。

当然この調査が終わったら、そのデータをもとに、この地盤では建つことが判明したのでぜひお願いをしたいというような説明にはなろうかというふうに思いますけども、今そういう方向で進めております。

ただ増山議員、遅い遅いというふうに言われますけども、勝手に町のほうがボンボン進めていくと、住民の意見を聞かなくてちょっと待てというような方も当然いるわけですから、ゆっくりやっているのではなくて、慎重に、これが成就するように物事を進めているというふうに町としては考えております。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） この件については議会の第2常任委員会でも、昨年7月30日に委員会で報告を受けておりますけども、斎場については、これは完全に当局の予定ですけど、3年後というふうにその場では言われているんです。完成するまで3年後と。当然それは地質調

査が終わって、その場所で造れるんだということが分かって、それから正式な設計ですか、実施計画を作っていくと。当然であろうと思いますけど、その3年後というのは、あまりにも遅いのではないかと私自身思うんです。そのへんはどうしてその3年も掛るのかというのは、今の現況でどのように理解されているのか。その点をお聞か願いたいと思います

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 逆にその3年が遅いという根拠がよくわからないんですね。津波避難タワーもそうですし、この学校建設にあたっては、ある程度の時間も当然掛かります。出来上がってから予算をそれに見合せて取らなければいけない。取ってから入札をかけなければいけない。入札がしっかり札が入った状態から建設をしなければいけない。民間であればパパパッといけるのかもしれませんが、そのたびそのたんびごとに私たちは議会の議決案件として出さなければいけないというのが、ある意味時間のロスといったら怒られますけども、そういったものに使う時間というものも当然出てくるわけですので、予算がないのに委託契約は当然できないし、それが5,000万以上であったら、もう1回議会に掛けなければいけないとかいう問題が当然出てくるわけです。それはよく増山議員もご存知だと思いますけども、そういったものが含まれてくるので、全ての事業が終わるまでには約3年かかるであろうということが、多分担当課の見解だというふうに思いますから、なんでもかんでもやればいいじゃんということであれば、そういう時間が掛からないのかもしれませんが、正式な手続きを取ると最短でもそのぐらい掛かってしまうという状況でございます。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） となると、冒頭言いましたように、来年4月には町長はじめ私達も改選時期を迎えております。そういう中では、次期の町長あるいは議会に委ねていくということにならざるを得ないと思うんです。3年後になると、今、町長履行されるというふうになれば、2期目の事業になるのかなと思うんですけどもね。そういう点で私が遅い遅いと言ったのは、30年前からいろいろとあらゆる、あらゆるというか、ほとんどの議員さんが火葬場を新しくしようと、するべきだというふうな質問を何度かこの場でやりました。その都度、なんとかしたいという答弁をもらっているんですけど、一向に具体的に進まなかったというのが現状ではなかろうかと思えます。

ようやく、星野町長になって、場所の選定を行って進んできたということは、その点は一定評価したいと思うんですけど。それ言いたいのは、町長はじめ前の町政もそうですけども、

いろいろな検討委員会というのは、委員会作られるのはけっこうなんです。そこでいろいろと議論されるのもいいんです。しかし最後は、ただ意見だということで町長が判断されていると。要するに諮問答申の関係がほとんどというか、ほとんどやってないですね。そうすると、私が何度も言いますが、町長自身が決めてやるしかないんですよ。ほかに持っていきようがないですね。ですから、遅いというか、最初から、その場所で適地だということになれば、当然地質調査なども早めにやればよかったのではないかと。これ結果論なんですけどね、そういうふうに思うんですよ。

いろいろと手続きはあるから3年というのも、もっと縮められないのかというふうに私は思います。早く場所を、ほとんど決まっているわけですから、実施計画を作って、議会にもかけてですね、進められたほうがいいと思うんですけど。そういう点です。

それで改めてお聞きしますが、総額6億5,000万と。これは旧、今ある斎場、火葬場、解体費も含めて総額で6億5,000万と見込んでおられるのか、その点をお聞きします。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 本当に再三遅いというふうに言われますけども、30数年できなかったものが、今4年である程度結果が出ようとしている所でございますので、たいへん申し訳ないですけど、もう暫くお待ちいただきたいというふうに思います。昨日も任期が変わるので今ここで決めていいのかみたいな話もありましたけど、私達は継続性を当然持っているわけでございますので、任期があろうがなかろうが、決着する時には決着しないといけませんので、必要な予算が取れるのであれば、私達の今の任期の時点で取って、次になられた方が、もしこれは止めるということであれば、それは政治方針としてお止めになるかもしれませんが、できる限りのことはしていく必要があるし、それが今私達に課せられている政治の課題ではなかろうかというふうに考えておりますので、この斎場についての物事については遅滞のないように進めていきたいというふうに考えております。

6億5,000万の内訳につきましては、先ほども壇上で申し上げましたように、設計費また、現施設の解体も含めておおよそ6億5,000万円ぐらいというふうに踏んでおります。この内訳として、その建物自体は6億円ぐらいだろうと思っておりますけども、これは田子地区での説明会の時にすでに大方6億円ぐらいの建設費が掛かるだろうという説明はさせていただいておりますので、それがそのまま今の答弁に反映されているというふうにご理解いただければというふうに思います。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） それで、答弁ありましたけど、この斎場を造る場合の補助金なんですよ。国、あるいは県の補助金はないという実態、未だに続いてるんですか。未だに続いてという言い方悪いですけど、以前からは国会のほうでは、ぜひ必要な施設などで補助金の創設せよということはずうっと主張しておりましたけど、未だにそういう状況が続いているということ、その点を確認したいと思いますが、いかがですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当然そういった国・県の補助制度があれば町としては助かるわけでございますので、要望はしていきたいというふうに思いますが、この斎場建設についての過疎債の適用も確か4、5年ぐらい前に新たに加わったんじゃないかなというふうに私は記憶しております。ですので、そういった意味で言うと、確かに補助金という制度はないのかもしれませんが、過疎債を適用することによって、その充当額の7割が交付税で算定されるということですから、逆を言えばその7割分が補助されているという見方もございますので、ぜひそのへんでご理解いただければありがたいというふうに思います。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） それで、過疎債についてお伺いをしますけど、現在西伊豆町では、過疎債を利用した事業というのはどれぐらい今抱えているのか。そしてまた町長が言われるように、できる限り過疎債をお借りしたいというふうに主張されるのは、当然だろうと思うんですけど、そういう点では、財務係としては、要するに過疎計画の中に当然入っているわけですから、過疎債申請はできると思うんですよ。それで、どれぐらいの枠を要望として出していくのか。できる限りというのは、私としては全額過疎債でやってやるほうがいいというふうに思うんですよ。

それで、これは次の質問なんですけども、当然新しい火葬場、斎場を造るという時は、当然松崎町にも働きかけて共同でやるという方法を私は取るべきだと思うし、あえて言うならば一部事務組合方式で、し尿処理プラス斎場ということで、そうした一部事務組合方式で実施をされたほうが私はいいと思うんです。過去のだいぶ前ですけども、どういう経緯かわからないんですけども、松崎の方を、委託を受けてやっていたという、この間ずっとやっておりますけども、せっかく新しく造るんですから、そういった一部事務組合方式を採用して、この運営にあたられたらどうかというふうに私は提案したいと思うんですが、いかがですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 過疎債のことにつきましては、後ほど担当の課長から答弁をさせます

けども、一部事務組合、私もそれが可能なのであれば一番いいのかなというふうに思いますし、そのほうが費用の負担であったりということも明確でございますし、当然、一部事務組合でその議会の承認を得て物事が進んでいくということがございますので、そういったものは取り入れていく必要があるかなというふうに思います。

ただ、これにつきましても、場所の決定からすべて一部事務組合にしますと、両町の場所でどうするんだという事の議論から始まるので、初めからその一部事務組合というものは私は取らない方がいいだろうというような判断をして、ここまで来ております。ですので、場所が確定し、松崎町と協議をする上では、今後建設にあたって一部事務組合方式を取りましようということは当然出てくるわけでございますので、それはまた松崎町さんと協議をした上で、今までと同じような共同運営になるのか、そういった方式を取るのかということは、議論させていただきたいというふうに思います。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

総務課長。

○総務課長（高木光一君） 過疎債の本数につきましては、手元に資料がないんですけど、現在の状況ですと多くの自治体が過疎債への申請をしておりますので、満額が通るというのは厳しい状況かなというふうに思っております。町長の答弁でありましたとおり、できるだけ全額過疎債充当ということでやりたいとは思いますが、状況とすると厳しい状況だというふうに認識をしております。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） できれば、その具体的な事業内容を教えていただきたいんですけど。

現在西伊豆が抱えている過疎債事業というのは、今現在どのぐらいあるのか。どれぐらい額をお借りしてやっているのか。それを見ると、だいたい、今後借りようとする額がだいたい出てくるんじゃないかと私は思うんですよ。ですから、それがわかればぜひ教えてほしいんですけど。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 過疎債の充当している事業につきましては、通告外なので後ほど調べて答弁をさせていただきたいというふうに思いますが、西伊豆町の今持っている過疎債の額が基本で考えられるのではなくて、国が過疎債に充当できる予算を確保したものに対して、いろんな市町が手を挙げて、その費用を取っていくということでございますので、近年下田市さんもこの過疎に入ったというようなことで、過疎の市町が増えれば増えるほど全国から

そういったものを要望する声があるわけでございます。総額の国の予算が増えない限りは、やはり私達に充当していただけるお金というものも減るわけでございますので、そのへんが、総務課長が、今全額はなかなか厳しいであろうという見解はそこでございます。

ですので、できればそういったものも国の予算を膨らませていただいて、こういった過疎地域が、持続可能でいけるような方向というものは、作っていただければありがたいというふうに思います

○議長（山本智之君） 増山議員、先ほどの資料は後でよろしいですか。

それでは、一般質問を続けてください。

増山勇君。

○11番（増山 勇君） 町長の言われるとおり、過疎地域というのは年々全国増えている。いろんな状況、厳しい状況があるというのは、充分承知しています。それ当然国の全体の予算を増やさない限りは、なかなか充当は難しいというふうに私も理解します。先ほど町長は、できる限りというふうに言われたけども、これ満額これ申請してですね、申請することができるのかどうかという点は、それは大丈夫なんですか。額そのものを決めていくというのは、国のほうだというふうに言われるんですね。そういった点はどうでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 申請自体はできるというふうに思います。結局、今年の場合はコロナの影響があって、国の予算要求が9月からというふうに伺っておりますけども、要はそういったところまでに間に合わせて申請をして、全体の牌でいくら、国の持っている予算がいくら、そうするとすべては持てないから皆さんこのぐらいカットしてくださいねと言われた部分が当然町の単独費というような形になってこようかというふうに思いますので、申請することはできると思いますが、そのうちのぐらいが国がみていただけるかということについては、その時の状況にならないとわからないということもございまして、国の総額が膨らまない限り、そういったことというのは年々続いていくんではなかろうかというふうに考えております。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） そういうことですからね、なおさら松崎町と共同でやろうという場合は、当然松崎町としても過疎債の申請をしていただかないとよくないと。よくないというか、当然やる場合はですね。ですから事前の松崎町との協議というのは現在どのように。全く私が言うのは、一部事務組合で作るところから始めるとたいへんなことになろうということで、

町長の言われることは充分理解します。ですから、西伊豆がほぼ予定地が地質調査が終わって、いい結果が出ればその場所で進めていくということになれば、当然松崎町との協議を始めるといのはわかりますけどね。現在もうすでに、もう説明会が一応7月から終わって、建設場所も明らかにかされている中で、松崎町との協議って全くやってないのか。それとも担当者同士である程度話をやっているのかどうか。その点だけ、お聞かせください。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 壇上でも申し上げましたように、正式な協議は行っておりません。というのは決まっていないので、正式な協議が持てないということですが。ただ、今西伊豆町の状況はどうだというような報告は松崎町にはしております。この件に関して、担当課が協議をしているのかというと、その協議もしておりません。そもそも住民のご理解が得られていないのに、勝手に協議してどんどん進めるのは、そもそもいかなものかというふうにも思いますので、それはあくまでも住民のみなさんのご理解をいただいてから、正式な協議を申し込んで、担当課の協議に移っていくというふうになろうかと思います。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） 質問が前後しますけどね、地元の理解を得るために説明会を開くというふうに答弁いただきました。これいつぐらい、その地質調査の結果が出て、今年度中、要するに今年中に実施する予定なのか。そしてまた、町長どこかの場で施政方針かなんかで言われたんですけども、全町に説明会を開く。要するに田子だけじゃなく、仁科、あるいは安良里、宇久須を含めてやるというふうに答弁されておりますけどね。そういったスケジュールというには、どういうふうになっていますか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ですので、9月末までが契約期間で、今調査をしておりますので、それが出てこないことには、日程の調整もできないというものでございますから、それが出てきてから、ここに建つことが大丈夫だという確信が持ててから日程調整ということになりますので、今の現時点では日程は決めておりません。

ただ当然、今まで田子地区に何度か説明に行かせていただきながら、ほかの団体ともいろいろお話を伺っている中で、これは今まで頂いた質問の中でこういった疑念がありましたけれども、建つということが判明しましたので、ぜひお願いをさせていただきたいという説明をして、ある程度ご理解がいただけたという判断をしたならば、ほかの宇久須、安良里、仁科地区でも、田子地区でこういったものを建設したいという流れになろうかと思います、今

の現段階ではボーリング調査やいろいろな調査の結果も判明しておりませんし、田子地区の説明会も終わっていない状況で、すでに他地区の説明会の日にちを決めるということはありません。得ない話でございますから、できれば年度内にそういったものをすべて終わらせて、議会のほうにもこういったものの建設に関わる予算であったりというものは上程していきたいと考えておりますけれども、スケジュールは決まっていないということでございます。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） いずれの事業も地質調査をした結果、駄目になったという事が、今までもあるわけですね。今度のテニスコート跡地も地質調査をやられるのは当然だろうと思うんですけどね。そういう駄目な、駄目というか造れないというふうにはならないように思いますけどね。そういう結果が出て、9月、今月中には出るわけですね。そしてその結果というのは、当然議会にもそれなりの報告があるんだろうと思いますけどね。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 増山議員は地質調査の結果、駄目になったということを先ほどからけっこう連発して言われますけど、何の事業が駄目になったんですかね。私はそのへんはよくわからないんですが。地質調査の結果、確かに今までの従前のものの通りにはいかないかもしれないけれども、事業費が増えるとか、ちょっと方向を変えたりということはしてありますが、しっかりと前に進めております。ですのでこの調査の結果も、ものによってはどうなるかというのは蓋を開けなければわかりませんが、当然それに見合ったものでうまく対応をして今まで来ておりますので、駄目になった案件といえば、旧洋ランの跡地があまりにも整備をするのに費用が掛かりすぎるので駄目になったのはあるかもしれません。

ただあれは、整備するだけで30億ぐらいかかるというお金が出たんで、それは当然使えないという判断をしたまででございます。ほかのもので駄目になった案件は、私はないというふうに思っておりますし、先ほどからたいへん急げ急げというふうにおっしゃっていただけますけれども、従前から答弁させていただいているように慎重にやっておりますので、そこはいくら急げと言われても、住民感情などいろいろなものを配慮しながら、進めていきたいというふうに思います。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） それで、説明会あるいは様々な地元、要するに田子地区ですね、田子地区との話合いの中で、いろんな要望や意見が出ていというふうには伺っております。それらを取りまとめてしていきたいんだという答弁もされているわけですね。現時点で、地元の要

望、あるいはこういった意見が集約されてこれでいこうというふうになっているのか。その点をお伺いします。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 説明会の中で出てきております意見につきましては、当然このボーリング調査も含めて、本当にあそこに建つのかというようなことが一番大きかったというふうに思いますし、クリーンセンターがあるのに、次にまた斎場かというご意見もございましたので、広域でそういったゴミ処理ができる施設を1市2町で取り組んでおりましたから、私達もその仲間に入れてくださいというようなことで、できれば斎場が建った後にはクリーンセンターは解体をして、そこは使わないというような方向でいきたいというようなことも、この説明会の中から出てきた要望をしっかりと受けとめて進めているところでございます。

他のものにつきましては、今ここでは公表できるものもございませんけども、いただいている声については真摯に対応をしていきたいというふうに思います。

○議長（山本智之君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） 先ほど町長が答弁したとおりなんですけど、ちなみにですが、取りまとめた地区要望につきましては、あくまでも通常の地区要望であって、地域振興事業に関連するというものではないというふうに連合区長さんのほうから聞いております。ですから、あくまでも地域振興事業というのは改めて検討していきたいというので、まだその提案ということは田子地区からはされていないということだけご承知ください。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） ということは、地元要望の取りまとめというのは、まだできていないということに理解してよろしいのでしょうか。地域振興というのは、当局が考えている地域振興って何を考えておられるのか。当然、現在でも田子地区からは様々な建設に関する要望が出ていただろうと思いますけどもね。そういったことは全く別として、この斎場を造る場合の要望というのをもう一度取りまとめるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 通常出てきております田子地区の要望は、他地区からも出てきておりますので、これはこれとして進めていきたいというふうに思っております。議員がおっしゃりたいのは、それとは別にこれを造ることによって、何かあるのかというようなことを言われたいのかと思いますが、これについては、後ほど決定をしたならば、区と膝を詰めて話をしたいと思いますが、ありもしないものをあれもこれもということは当然できないわけでご

ございますので、そこは区と協議をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（山本智之君） 一般質問の途中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時15分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） 先ほど、ご質問のありました過疎債の返済中の件数でございますけども、現在38件でございます。ちなみに未償還の元利金につきましては、7億7,200万円ほどになっております。

以上です。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） 場所が確定していないので、地元要望等もですね、これからだというふうにはある程度は理解しますけどね、私この間ずっと見てて田子地区からの出ている大きな一つの要望として、月東ですか、河川を広げるという事業、これはもう今から25年ぐらいに前に一度計画したんですけど、残念ながら地元の反対があつて補助金制度には当てはまらないということで、この間ずっとその事業はやられてこなかったですよ。そういうことを一つ一つ解決していくことも、一つの案だろうと私は思います。

それでもう一つ、これは私が言っていないかわかりませんが、よく条件闘争というか、協力金をこれだけ払うからぜひ頼むというやり方はぜひ、当局からやらないほうがと私思います。というのはクリーンセンターを造った時の経過を見ますと、協力金ということで6,000万円も、もというか、あの当時の6,000万円の協力金を田子区と大田子区にそれぞれ出しました。そして当時の町長は、区が自由に使っていいよと。何度もこの場で発言されておりましたけど、しかし現況はそうではなかったと。その時その時の区長さんや町内会長さんが自分の時はということでずうっと貯金されていたと。今でもその貯金になっているんでないかというふうに私は思うんでね。そういうやり方じゃなくて、地域要望の一つ一つの事業にそういったお金を入れて実現していくことこそが、私はいいのではないかと。これ私の意見ですから、区のほうからどういう意見が出るかわかりませんが、極力余計なことですけど、松崎町

は、クリーンセンター造った時の建設費の1割を協力金で支払うと、そういうことがあって、それを参考に西伊豆は、当時の西伊豆町はそうやったわけですね。だから6,000万というのはあの当時クリーンセンターは60億なんです。道路を含めて。とてつもない事業を過去にやってきたということ、これは反省というか、できて借金ももう済んでますけども、そういう状況があったということは、これは話題のあれですけども、今日入ってんませんけども、文教施設等も、そういった将来の投資ということから考えれば、当然私はある程度必要だろうというふうに思うんですけども。

それは別として、それで4番目の総合計画にある広域火葬体制等とあるのは、町長から松崎町とのということで、ひとまず安心しました。前の町長は、下田市とというふうに言っておりましたので、それは遠すぎるんじゃないかというふうに思ってたんですけど、松崎町となればある程度理解しますけども。

そういう意味では改めて言いますけども、場所の決定を早めに進めて、そして、事業を前に進めるためにも、松崎町との話し合い、協議を正式にやっていただきたいというふうに思います。

その点、これは今ここで言えないと思うんですけどもね、そういったことで、先ほど提案しましたように、もしやるなら一部事務組合方式で実施しようというふうに提案をして協議に入っていただきたいと重ねて申し上げたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○ 議長（山本智之君） 町長。

○ 町長（星野浄晋君） まあいろいろ、地域振興に関わる費用が駄目だったみたいなこともおっしゃいますけども、ある意味、最近の区長さんから聞くお話だと、その時いただいたお金を歴代の方が貯めておいていただいたおかげで、今人口が少なくなった時に、それをうまく取り崩して区民の負担が減らせているということも聞くわけでございますので、一概にそれがすべて駄目だったという増山さんの論調は、少しおかしいのかなというふうに感じるわけでございます。

ですので、区と最終的には膝をつき合わせて、いろいろな要望であったりとか、お話しはさせていただきたい。中には100パーセントできないものもあるかもしれませんが、できる限りはそういった対応をさせていただきたいというふうには考えております。

先ほど松崎町等ということで、下田市でなくて安心したというふうにおっしゃられましたけど、あくもでも等でございますので、そのへんはお間違いのないように。ただ、今現状は進んでおりますのは、西伊豆町と松崎町でやるぐらいの火葬の体制、炉の数もそうござ

いますので、あくまでもそういった方針でやっておりますけども、当然計画を作る、この総合期計画を作る上では、それがどうなるのかわからないので、手広くやらなければいけませんから、①と②で分けて広域等ということで、それについては、当然1市5町も含めた等があるわけでございますけども、それは確実にできるもので対応をしていくというものでございますから、その下田の案がすべてないということではないということだけご理解ください。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） いずれにしろ、新斎場は、ぜひ一日も早く造れるように努力をしていただきたいということ。そして先ほど高橋議員のほうからも、過疎債そのものが期限切れでなくなるというような状況にあるということで、新たな過疎債を創設するために、国会のほうでぜひ要望したいし、町長も町村会等で要望されると思うし、当然そういったことがなければ、私達のような町はなかなか事業が進まないということは、充分承知しておりますのでね、そういったことを申し上げまして今回の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（山本智之君） 11番、増山勇君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時28分

◇ 西 島 繁 樹 君

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告6番は堤和夫君でしたが、本日、本定例会を欠席しましたので、繰り上げまして

通告7番、西島繁樹君の一般質問を行います。

通告7番、西島繁樹君。

8番、西島繁樹君。

〔8番 西島繁樹君登壇〕

○8番（西島繁樹君） 議長のお許しを得ましたので、壇上のほうから質問をさせていただきます。

ます。

私は、大きくはコロナ禍には、コロナについていですが、それを配慮した避難所運営についてということと、二つ目の「新しい生活様式」に向けた施策についてというのも、コロナがきっかけで、いろんな生活の仕方、仕事の仕方を変えていこうじゃないかということについてお話をお伺いしたいと思います。

最初のコロナ禍における避難所運営については、今までもいろいろ質問させていただいていますが、可能な限り多くの避難所が必要ではないかと。要するに3密にならないようにということのようですが、ホテルや旅館等の活用についての現状はどうなっていますかということですか。

(2) 2つ目として「分散避難」の定着について。

要するに現実に入りきれないということですね。そういうことがありますので、可能な場合は親戚や知人の家等への避難を検討するよう事前に周知するべきだと考えますが、このへんはやっておりますでしょうか。

(3) 3番目の発熱、咳等の症状が出た、風邪だかコロナだかわかりませんが、インフルエンザだかわかりませんが、そういうのが発生した場合、病院へ行くのが難しいという場合に備えた対応について、どういうふうを考えているのか教えてください。

それから2つ目は、「新しい生活様式」に向けた施策についてということで、これは新型コロナウイルス感染症の拡大によって、3密を防ぐ「新しい生活様式」を築くため、地方移住を含めたビジネスや経済活動はすでに動き出しております。

(1) 1つ目、教育分野において「3密」を防ぎながら、切れ目ない学習環境の提供については、オンライン学習のための端末や機器の整備など、児童・生徒や教員が学校・自宅で使うICT環境の整備は急務と考えますが、いかがでしょうか。

(2) 2つ目、移住や企業誘致の促進について。

移住や企業誘致を促進するため、空き家を利活用したワーキングスペース、住宅の整備等を通じ、誰もが住み続けられる町づくりを実現すべきと考えますが、このへんの施策はいかがでしょうか。

(3) 3番目、「新たな日常」の構築に向けて、いろんなことをコロナが発生したことによって、考えていったほうがいいということで、感染拡大を防ぐ取組として、例を一つ上げてありますけども、多くの人が集まる場所の水道、トイレ、ゴミ箱等に、手を触れずに済ませることができる自動化の推進、もうすでになっている所もありますけど、こういうのを進

めていったらどうかと思いますけど、いかがでしょうか。

壇上からの質問です。

○議長（山本智之君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは、西島議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目のコロナ禍における避難所運営について。

（1）の可能な限り多くの避難所の開設についてにつきましては、町では4地区に開設するのが、人員的に限界でございますので、各地区にお願いをし、自主開設をしていただけるようにしたいと思っております。ホテルにつきましては、台風などでキャンセルがあり、空き部屋があれば利用可能でございますが、状況によっては、利用できない場合もございますので、発災前の避難につきましては、公共施設、区、身内への縁故避難をお願いできればと考えております。

次に、コロナ禍における（2）の「分散避難」の定着についてでございますが、広報7月号の「ぼうさい講座」の欄や、広報8月号の「チョット聞きたいがだけんど！」に縁故避難をご検討いただければという記事を載せさせていただきました。今後も周知に努めていきたいというふうに思います。

次に、（3）の発熱、咳等の症状が出た避難者の病院移送が難しい場合に備えた対応についてでございますが、避難所には、お越しになった方の体温を測定してからの受入れをしております。その時点で熱がある場合には、縁故避難や病院の受診をお願いし、どうしてもの場合には、隔離した部屋を用意するなどの対応になろうかと思っております。

次に、大きな2つ目の「新しい生活様式」に向けた施策についての（1）教育分野において「3密」を防ぎながら、切れ目のない学習環境の提供について。オンライン学習のための端末や機械の整備など、児童・生徒や教員が、学校・自宅で行うICT環境の整備は急務と考えるがとのごとでございますが、子どもの数が少ないというデメリットは、今回はメリットになり、学校再開にもこぎつけているのかもしれませんが、ICT教育やワーケーションによるリアルスクールなど取組によっては、移住に繋がることも想定しておりますので、町内のサテライトオフィス事業に絡めて進めていければと思っております。

自宅の環境につきましては、今後学校が休校になった場合、モバイルWi-Fiルーターなどの貸与を検討したいと思います。

次に、(2)の移住や企業誘致を促進し、誰もが住み続けられる町づくりを実現すべきと考えるがとのことですが、サテライトオフィスも含め、今後も取り組んでいきたいと思えます。

次に、(3)の「新たな日常の」の構築に向け、さまざまな生活現場で感染拡大を防ぐ取り組みについてということで、生活上のリスクを下げる取り組みの推進についてという質問でございますが、自動化をするとすべてがバラ色に解決するというものではないと思えますので、適宜必要な整備をしていく必要があると思えます。また各自、手洗いやうがいを行うことで防げるのであれば、施設整備よりも費用対効果はあると思えますので、ご協力をお願いできればと思っております。

以上壇上での答弁を終わります。

○議長(山本智之君) 西島繁樹君。

○8番(西島繁樹君) それでは、最初の可能な限り多くの避難所の開設についてですけど、具体的に、例えばホテルや旅館が予約が入っているとか入っていないということもありますけども、その時々によりまして。これは何か契約とか事前にもうお宅をこういう、災害等が発生した時に、面倒みて下さい、具体的に何室お借りできますかとか、予約状況によって違うと思えますけども、そういう話し合いというのはしているのでしょうか。

○議長(山本智之君) 町長。

○町長(星野浄晋君) 町内の5件の宿泊施設と災害協定を結んでおりますが、このケースは、当然、地震・津波などがあって、もうどうしても使わなければいけない、しかもお客さまがいらっしゃらないということが前提になろうかというふうに思いますが、台風であったり、そういったものが来るか来ないかとか、一時的な避難のために使わせてくださいというものの協定ではございませんので、そういった場合につきましては各自でホテルをご利用いただくということになるかと思えます。

ただ、その災害が激甚災であったりとか、そういったものに指定されますと、その費用につきましては、国・県のほうから補助が出てくるということは、国のほうの方針として決まっておりますので、その費用については、町を通してお支払いすることになろうかとは思いますが、指定されない限りにおいては、個人負担ということになろうかと思えます。

○議長(山本智之君) 西島繁樹君。

○8番(西島繁樹君) 例えば具体的に言いますと、別の観点から見ますと、例えば元気な人はもともと公共避難所でいいけども、体の弱い人などはわかっていけば、そういう人が優

先的にそちらに振り分けるとか、そういうことはやっておられるのでしょうか。そういう考え方はお持ちなんですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 先ほども言いましたように、災害指定を受けた災害であれば、費用が国・県から来ますので可能かとは思いますが、指定をされていない時に、もし振り分けた場合、宿泊人数に応じて町が応分の負担をしなければいけないということに当然なってくるわけですので、あくまでもご自身の身を守るという大前提からいくのであれば、ホテルのご利用の場合は自己負担になるというふうに思います。

ただ、町のほうでは今回も台風9号、10号が発生しておりまして、へたをすると10号がこちらに向かってくる可能性もないわけではないわけですので。そうすると、この静岡県に接近する三日ぐらい前から災害対策本部を作って、いつであれば避難所を開設し、というようなものの観点から、なるべく雨が降る前の晴天のうちに避難所を西伊豆町は今開設しておりますので、その時点で先日高橋さんからも質問ありましたように、そういった弱者の、要は足が悪いとかという方については、なるべく整ったトイレ、またエレベーターの完備された所に優先的に来ていただければありがたいというふうに思います。

これについては、避難勧告の出し方も、身体の、要は私たちみたいに雨の中でも逃げれるよねということではなくて、弱者の方から優先的にまず避難勧告が出されて、まず逃げてくださいという方針になりますので、その時点でそういったものをご活用をいただく。また、介護が必要であれば、事前にそういった施設とお話をさせていただいて、施設にホームステイをとるか、デイサービスを使うとか、いろんな方法はあると思いますけども、そういったもので対応をしていただくことになろうかというふうに思います。

○議長（山本智之君） 西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） 同じとこというか、次に、この場合の先ほど町長も言っていただきましたけど公民館というか、公共施設を使うというのがありましたですけども、公共施設の範囲というのは、学校とか、各区にある公民館も公共施設と言えらと思いますけども、そういう所に事前に既に、いろんなグッズというか、防災グッズをもう用意しているのでしょうか。例えば最近よく言われている段ボールのベッドとかパーテーションとかありますけども、普段から日常的に用意してあるのでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 各支部におきましては、そういったパーテーションも用意しておりま

したし、昨年度までに簡易ベッドの整備もしましたが、数が足りないということで今年また増やして購入をしておりますので、そういったものを振り分けて、避難者が多くなったとしても、なるべく対応ができるようなことは行っております。ただそのほかの自主防災会などにつきましては、町のほうとしては、装備はしておりませんので、もし可能なのであれば、自主防災会のほうに出ている20万円などを活用しながら整備をしていただき、それでも足りないのであれば要望していただくとか、方法はあろうかというふうに思っておりますので、ぜひそういったもので対応したいというふうに思います。

○議長（山本智之君） 西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） 次の「分散避難」ということですが、キャパとして物理的に、昨年の19号台風なんかの時もそうですけども、3密というか、濃密を避けられない状況だったわけですが、その時はコロナの話はまだ出てなかったわけですが、要するにいずれにしても公民館にしろ、町の公共施設等にしろ、あるいはホテルが空いていたとしても、足りないということもある。あるいはホテルがうまっているから駄目だよということもありますから、一つはこの分散避難ということを、町長のほうで6月号ですか、それと8月号でも広報で言っているよというぐらい言っただいてますけども、これはかなり具体的に、例えば各区とか、そういう単位でおまえの家はいざという時にどこかに逃げていける親戚があるのかなのかとか、そういう調査とか必要かなと思いますけども、そうしないと最終的なキャパが決められないのかなと思いますけども、そのへんいかがでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） なかなかそのへんを聞いて、縁故避難ができるところまで確認をすることになると、また個人情報の取り扱いをどうするんだというようなことも当然出てきますので、その業務を区にお願いするということは、なかなか町のほうとしては厳しいのかなというふうには考えております。

突発的な地震・津波の場合は縁故避難というのは時間もないので無理だとは思いますが、風水害などですね、ある程度2、3日前から大方予想ができるものについては、各地が自分の身を守るという観点から、ぜひ行っていただきたいなというふうに思っております。これも当然ここまで縁故避難を推奨するのは、コロナ禍の状態でもうどうしようがないので人を密にすることができないからということでございますので、なのでウィズコロナではなくて、私はコロナを先に収束をしてもらわないと、ということで、4月8日に西伊豆町のご来町をご遠慮いただいて、まずは町内がクリーンでないと危ないということでやってきましたけれ

ども、ここまで日本全体でどういう状況でどなたがお持ちになられているかわからないということになると、やっぱりこういったものにも多大な影響を及ぼしているということでございます。

ただ、西伊豆町はもうかれこれ2、3ヶ月ゼロなわけでございます。ですので観光で来られたお客様がホテルの中で避難をされておられる状況であれば、町民が密になっても、さほどリスクはないのかなというふうには思っておりますので、あまりコロナコロナといって過剰に怖がるということも、これもいかがなものかなというふうに思っておりますから、これは都会と田舎と違いますので、状況に応じて皆さまの命を守られる環境というのは、町のほうでは取り組みたいというふうに思っております。

○議長（山本智之君） 西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） 次に、その「新しい生活様式」といいますか、新型コロナウイルスの発生、拡大、こういうことをきっかけに新しい生活様式を考えていこうというのをですね、動きがあるわけですが、一つは、その教育分野における3密を防ぐためのいろんな施策ということで、オンライン学習ですか、こういうのがありますけども、たまたま昨日、静岡新聞に載ってましたけど、たまたま昨日ね。学校で、パソコン一人1台の時代にしていかななくちゃいけないということで、GIGAスクール構想についても載ってますけども、ぜひ、この後の地方創生のあれにも出てきますけど、次の人の所に出てきますけども、いくつか予算を取っていただいているみたいですから、ぜひお願いしたいと思っておりますけども。これで調べてみたら、OECD（経済協力開発機構）の中で日本がその中で最下位だと。子供たちがパソコンとかそういうのを使って勉強したりするのが一番最下位だということが、昨日載ってましてびっくりしたんですけど、ゲームなんかで遊ぶのは世界1だそうです。だからこのへんを直すためにも、ぜひ学校教育の中でも、こういうGIGA構想を取り入れて、ぜひやっていくのをスタートしていただきたいと思っております。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） その件につきましては6月の堤和夫さんの一般質問にも答えましたように、すでに令和2年の当初予算にそういったものに対応できるタブレットを購入する予算をつけ、またコロナの状況によりまして国のほうからGIGAスクールのお金が来ますので、全小中学生に貸与できるように購入するというので、すでに方針はお示しはしているというふうに思っております。

先ほどOECDのお話出ましたけども、当然日本国がそういったものに遅れているという

ものは、わかっておりますけども、国外の議会など見ておりますと、このコロナ禍においても、ネットのウェブ会議で会議をしたというようなことが出ますけども、なかなか日本の会議制度はそういったものでできているのかというと、子どもにはやれというけど、そちらができていないという部分もございます。今、行政も県との会議の時にはウェブ会議を私達も今使っておりますので、そういったところがやっていかないのに、子ども達だけにそれをやらせるということも、なかなか無理がございますので、ぜひそういったものも議会として取り入れていただければというふうに思います。

○議長（山本智之君） 教育長。

○教育長（鈴木秀輝君） 今町長の方からありましたパソコンのタブレットの整備のことですけども、今タブレットの方は、ほぼ数は業者のほうで揃えられているようですけども、タブレットの繋げるキーボードがあります。別になっているものですから、タブレットだけですと、非常に子供達が使うには使勝手が悪いので、キーボードも接続した状態ということで頼んであります。そのキーボードの方が揃わないという状態で、今ほかの市町の所もみんな同じような状態でキーボードが付けられないので、ちょっとまだ待っている状態ということになっています。

オンライン学習のほうにつきましても、そのタブレット等が貸与、子ども達のほうに貸与できれば、そういうものを使っていけるのかなど。それであまり急でWi-Fiの設備ですとか、そういうものは間に合わないような場合は、家庭にそういうWi-Fi環境が揃わない子供達については、学校のほうに3密にならないように登校させて学校のパソコン等で同じような学習をするということで、3密を防ぎながら継続的な学習の保障というのは可能ではないかなど思っております。

○議長（山本智之君） 西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） ありがとうございます。ぜひ、これは進めていっていただきたいと思っております。コロナの関わらず、必要かなと思っております。コロナきっかけに余計にそれで進めるということが大事かなと思っております。よろしくお願いします。

それからもう一つ、これはもうすでに西伊豆町も来ていただいている方いらっしゃるわけですけども、その移住や企業誘致の促進というところでいってまますけども、サテライトオフィスとか、やってあるわけですけども、今後もっと進めると言うか、来ていただくようにするには、事前にオフィスになる所ありますよとか、あるいは住む所もありますよとか、そういうものの推進というのをこれからやられるんでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） そのへんにつきましては、たいへん難しいものでございまして、鶏が先なのか卵が先なのかという話になろうかと思えます。来ていただくのを前提でリフォームであったりそういったものをしてから結局来なかったという状況になりますと、リフォーム代が無駄だろうというお叱りも当然受けるわけでございますので、来ていただける方には今こういう環境がありますというようなご提案。そして来ていただければ、こういった補助制度がありますよというご提案は、今もうすでにしておりますので、ぜひそういったものを活用して、一人でも多くの方が来ていただける働きかけは今後もしていきたいというふうには思っています。

○議長（山本智之君） 西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） なかなか難しいというか、若い人は難しくないかもしれませんが、私みたいなのは一番弱いところですけども、こういうのをやっていかないと、今後、日本全体もそうかもしれませんが、西伊豆町も学校のほうもそうですし、進めていかないと世の中に遅れるということ変ですけど、なるんじゃないかと思っておりますので、ぜひよろしく願います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（山本智之君） 8番、西島茂樹君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時59分

◇ 芹 澤 孝 君

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告8番、芹澤孝君。

4番、芹澤孝君。

〔4番 芹澤孝君登壇〕

○4番（芹澤 孝君） では、久しぶりに傍聴者の方が見えて、やり甲斐のあるところすけ

ど。では、私の質問を読み上げたいと思います。

まず1番として、津波対策について（1）イエローゾーンの指定について。

静岡県と市町一体となって静岡方式で地震、津波対策に取り組んでいるところでありますが、その取り組み方はL1津波に対してはハード面で、L2津波に対してはソフト面で対策を行っているところです。

ハード面だけでは、様々な阻害要因により完璧な対策が行い難く、L2津波に対しては国の方針もあり、各市町では津波避難に重きを置いたソフト面での対策の充実が図られています。

ソフト面での対策の一つとして、イエローゾーンの指定があります。県内では当町含む21市町がイエローゾーン指定対象地域であります。令和2年3月までに賀茂郡下の1市4町と伊豆市が指定を受けました。

近隣市町は全て指定を受け、当町だけが受けない状態にあります。

何故当町は、イエローゾーン指定を受けないのでしょうか。

次に、2番、津波避難所について。

今般、田子地区において、津波避難場所であることを示す看板が、14か所の避難場所に設置されました。その中の、旧ゲートボール場、向山避難地、田子歯科診療所上避難地の3か所は静岡県GISの第4次地震被害想定によれば津波浸水深0.3から1メートルの区域内です。

①津波浸水が想定される、これらの3か所が、なぜ津波避難場所なのか。

②西伊豆町津波避難路マップ及び西伊豆町地域防災計画において、津波避難場所が浸水想定区域に表示及び記載されている所があります。何故でしょうか。

次に、文教施設整備事業について。

（1）西伊豆町文教施設整備事業について。

文教施設を、安全を担保し、こども園から中学校まで一か所に建築することは、災害などに対してコンパクトであるために利便性が発揮できると共に、こども園、小学校、中学校の間の小1プロブレム、中1ギャップの解消に役立ち、その特色が注目され、子育て世代には魅力ある施設になります。

しかし、ここにきて建設費用の問題から、子ども園建設地の再考、プール設置可否、調整池設置、その他付帯工事追加が検討課題として浮上し、当初の建設計画方針が揺らいでいます。

文教施設建設については、費用削減重視か教育環境整備の重視かなど色々な考え方はあると思いますけども、総合教育会議の座長である町長の考えはどうでしょうか。

3. 第2次地方創生臨時交付金について

(1) 第2次新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について

第1次新型コロナ対応地方創生臨時交付金の対象事業が1事業だけとしたのは、県内では当町のみでありました。町内にはその結果としては好評だったと推察しています。

第2次地方創生臨時交付限度額は第1次の約3.6倍と大きな額となったことから、第1次でコロナ対策として取りこぼされた、地道な対策に目を向けた丁寧な事業が望まれます。

第2次新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の使い道についてはどのように考えているのでしょうか。

以上です。

○議長（山本智之君） 町長。

〔町長 星野淨晋君登壇〕

○町長（星野淨晋君） それでは、芹澤議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、大きな1点目の津波対策の件。

(1) イエローゾーン指定についてにつきましては、加藤議員にお答えしたとおりでございます。現在進めております津波避難タワーなどの津波避難整備事業を進め、津波避難困難区域を解消した後に、その地区は逃げる場所がある地区だという周知のためにイエロー指定を考えております。

次に、(2)の津波避難場所についての①津波浸水が想定される、これらの3か所がなぜ津波避難場所なのかのご質問でございますが、昨年度、看板を設置をいたしました田子地区の津波避難場所でございますが、選定にあたっては、平成29年度の町歩きを皮切りに、平成30年度から行っております町民防災会議でも協議が行われ、地区が要望する避難場所として選定されております。津波浸水区域も示した上で協議を行い、選定の段階で改めて津波浸水区域内であることも確認しましたが、選定した場所までくれば避難の次の段階として、もう一段高い逃げ場所がすぐそばにあるとの見解から、この場所で決定し、町としても承認したものでございます。

なお、この結果をもって、昨年度指定緊急避難場所として指定もしたところでございますが、今後も町民防災会議の中で継続協議を行い、必要に応じ避難場所や避難所などの見直しを行っていく予定でございます。

次に、②の西伊豆町津波避難路マップ及び西伊豆町地域防災計画においても、津波避難所が浸水想定区域に表示及び記載されている所があるが何故かのご質問でございます。西伊豆町津波避難マップは平成29年度末に作成され、このマップを作成するにあたり、区長や防災委員、災害ボランティアコーディネーターなどと町歩きを実地し、その結果として地区の避難場所として選定されております。

次に、大きな2点目の文教施設整備事業について。

(1)の西伊豆町文教施設整備事業について。費用削減重視か教育環境整備の重視かなどいろいろな考えがあるが、総合教育会議の座長である町長の考えはとのことでございます。座長云々ではなく、以前から旧洋ラン跡地が利用できないというところから、いろいろな保護者、委員の意見を踏まえて、すべてを1か所にとすることで議論が進んでまいりましたので、私もすべてを1か所にまとめ、安心安全な教育施設を造りたいと思っております。

ただ、自分の思いだけを先行し、他の意見を聞かないということもできません。より多くの方がご納得いただける案に修正していくのも、私の役割でございますので、現状とすれば、小中と認定子ども園は多少離れますが、別の場所に造ることが最善でないかと思っております。

次に、大きな3点目の第2次地方創生臨時交付金について。

(1)第2次新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の使い方はどのように考えているのかのご質問でございます。交付金の使い方につきましては、堤豊議員の一般質問でお配りした資料のとおりでございます。第1次及び第2次交付金対象事業を、これまで町が実施したものを含め全体で15事業としていたため、現在、国・県と協議中でございます。一般財源を極力使わないよう、交付金とふるさと応援金とをうまく活用していきたいと思っております。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） イエローゾーンの指定について、

○議長（山本智之君） 芹澤議員、マイクを近づけて。

○4番（芹澤 孝君） イエローゾーンの指定の件ですけど、私が平成30年3月にこの件について質問しているわけですけど、その時、町長は、他への影響が大きいので現時点では指定する考えがないと言っているわけですけど。昨日、加藤議員の回答では避難体制が完成していないので指定を受けないという趣旨だったと思っております。言が左右していて本意がどこにあるのかちょっとわからないわけですけど、イエローゾーンの指定は、ハザードマップ作

成、避難訓練実施、避難施設確保、避難計画作成、推進、津波に対する警戒避難体制の整備をより確実にすることで避難体制づくりは別に完成形でなくても進行形でよいわけですよね。当町ではすでに積極的にこの進行形で推進しているわけですから、この現時点で別に指定を受けても問題はないと思うんだけど、なぜか受けられない。

それで現在、この指定、津波、イエローゾーン指定で最も重要、最もと言うか重要事項として避難体制を作る上で、住民の避難を安全性を左右するということで基準水位の公示というのがあるんですよね。現在ハザードマップで作られているけど、このハザードマップはこの基準水位で表されているんですか。当町の場合は。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ハザードマップの件につきましては、防災課長のほうから答弁させますけど、議員おっしゃったように当然町としては昨日の加藤議員の一般質問にお答えしましたように、粛々とこの防災対策については、いろいろなことを行っております。それは防災講演会もそうだし、いろいろC e M I（セミ）の方に来ていただいてタイムラインの構築もやっておりますが、これは別にイエロー指定をするためにやっているのではなくて、こういうことをしないと住民の生命が守られないということで、町としてはやっております。

逆にやっているんであれば、イエロー指定をしてもいいんじゃないかというふうに芹澤議員おっしゃるんだと思いますけども、逆にイエロー指定をして、もうやったんだからこれはやらないというほうが住民には影響は悪いわけですよね。だから町としてはイエローの指定をするのであれば、ちゃんとした逃げる施設ができておりますという安心感を持っていただいている指定ということで考えておりますので、何もそういったものがない状況で、イエロー指定をするということは、他に影響があるというのは以前答弁したとおりでございます。まったく方針がぶれているわけではなくて、住民に安心を与えてからのイエロー指定というのは、従前からその方向で行ってますので、全く問題はないと考えております。

○議長（山本智之君） 防災課長。

○防災課長（佐野浩正君） 現在の西伊豆町の防災マップの件でございますが、現在の西伊豆町は第4次被害想定、その中の浸水深を表示しているマップというのがございます。基準水位につきましては、イエローゾーン等を設定した後に初めて基準水位というものが作れるということで、現在のマップにおいては基準水位を示したマップはございません。

以上です。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 今言ったように、住民の避難については基準水位の情報を与えているんですね。いざという時に住民等に円滑かつ迅速に逃げるができる避難路、避難場所確保、ハザードマップの整備をすべき区域となるということで、イエローゾーンの指定ということが求められているわけですね。

これで基準水位が示されて、またハザードマップ以外にも別な10メートル四方の各基準水位が示されるわけですけど、町単独で。それでイエローゾーンの指定を受けるということは、対外的に津波対策をやってますよということで、宣伝することなわけです。この観光地としては重要なのではないかと。でも近隣周辺が指定を受けて、地形的に見て、虫食い状態に見えるわけですよ。当町だけが取り残されている状態です。そういうことは周りから見たら、内部から見たら津波対策に当町が本当に真剣に取り組んでいないんじゃないかというような誤解を受けませんか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 芹澤議員のおっしゃっているのは、県の言う論法と同じです。ただ私たちはそれは無責任すぎるということで、先にものを作ったり、いろんな方針を作ったりというものを今現在しておりまして、それが完成した暁には、イエローゾーンの指定をするという方向で進んでおります。では近隣の1市4町、また伊豆市はイエローゾーンが指定されているというふうにおっしゃいますけど、西伊豆町のように、このタイムラインであったりとか防災計画であったり、津波避難タワーを設置したりというようなことで、ここ最近の各市町の動向を考えると、西伊豆町のほうが一步も二歩も進んでいるわけでございますので、よほどイエローゾーンは指定されておられませんけども、安全は確保できる方向に進んでいるというふうに思っております。

ですから私たちは県の方に言っているのは、安全が確保できないのにイエローを指定するのは、あまりにも無責任なので、安全ですよという確保ができてからのイエローゾーンが普通ではありませんか、ということを行っているわけでございますけども、県はイエローを指定しないと補助金は出さないという一点張りでございますので、イエローを指定されたから安全ということではないということだけは、はっきりとご理解をいただきたいと思います。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） そういう逃げる体制が完成してからと町長は言われますけど、逃げることにして何が必要か、実際どこに逃げたらいいんだと。そこで本当に安全なのか。それは基準水位が示されないと本当にわからないわけ。だからそこが一番問題なんです。

次行きます。避難場所ですけど、これからも協議していくというようなこと言いましたけど、ちょっと言わせてもらえれば、町がこの避難場所を設置したということは、災害対策基本法の市町村が正式に指定、緊急避難場所として指定したということですよ。避難場所として指定するには、災害の種類に避難場所を種類別に避難場所を決めなさい、しかし適合していれば兼用しても構わないということになっているわけですけど。立地条件としてですね、災害対策基本法施工例20条3の2、異常な減少が発生した場合において、人の生命または身体の危険がおよぶ恐れがないと認められる土地の区域内にあるものであること。つまり安全であるということが、前提になっているわけですね。

この津波の場合、内閣府の指針としては津波防災地域づくりに、法律によるわけですけど、都道府県知事が浸水想定区域とした場所は、安全でない区域としているわけですよ。と、ともに、浸水想定をする場合は最大クラスの津波を想定をし、浸水深を想定するが、それ以上の津波が来る可能性もあるとしているわけですよ。それからすると、県のGIS（地理情報システム）はこのことによって作られて、先ほども言われたけど、GISを参考にしていくことですけど、浸水想定内に看板を設置するということは、その避難場所が安全であるというのが、町として補償したとか宣言したということですよ。そういう事は早急に浸水想定の情報に基づき当該区域と協議し、安全な選定場所を選ぶのが防災課の努めではないかと思うんですけど。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） そういう芹澤議員の言うようなことをおっしゃるので、今まで過去何年間はそのようなものは一切やってこられなかったというふうに私は聞いております。それはなぜかという、今確かに県がいろいろ出してるメッシュのものであったりとかありますけども、想定外でそこよりも浸水区域が広がったら誰が責任を取るんだというようなところの論調に出すと、想定外を考えるのであれば、どこも指定ができないといって何も進んでなかったわけですよ。

ただ私達はそういうわけにはいかないんで、一生懸命ここは大丈夫ではなかろうかというようなことで、町歩きをしてみたりというようなことで指定をしております。先ほど壇上で申しあげさせていただきましたように、3か所につきましては、ここの場所の後に道路を登っていけば避難ができる場所があるであるとか。そういったものがある前提があるので、区と協議の上で、ここで決めましょうということで固まったものでございますから、ここがどんづまりで先がないのであれば、それは指定には至らないわけでございますけど、代替施設

がまだほかにもすぐ近くに求められるというところで指定をされているということだけは、ご理解いただきたいというふうに思いますし、私達も想定外も当然想定しなければいけない。けれどもある程度のところでは、地点を決めてここは安全ですよというようなことも言わないと、それはできないわけですから、今ここに至っているということでございます。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 想定外はあると。想定外もありますよ。しかし、L2津波を基準として考えて、静岡県GISの津波浸水区域を参考にして、避難地を市町村長は指定しなさいということになっているんです。安全な地域、想定外なんて考えなくていいんですよ。確実に、そのGISの津波浸水区域外の避難地を設定しなさいよということです。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） そもそも想定外は想定しないということは、行政はできないわけですよ。完璧はないわけですから。ただ、やはりある程度のところでは区切りをつけて設定しなければいけないということで、壇上でも申し上げましたように、ここは浸水想定区域内ですよ。でも、いいんですかということで区と協議をした上でここに決めているわけです。ここには背後地がないわけではないと先程も言うておりますように、歯科診療所の所に行けば、道路を登って行けば上に行くこともできるし、ゲートボール場の所だって、あの洞の先はまだありますし、向山の所だって、坂を登って今山のほうに行けば逃げる場所もあるというものがありますけども、ただこういう広い土地はここにしかないので、ここを指定すると言っているものでございまして、それは津波が上がってきて、そこにいればもうちょっと逃げるのは普通な話でございますから、それを言い出しますと、じゃあこの地区には避難場所は設置できませんねということになってしまうわけですので、町のほうとしては区と協議の上で設定をしているというものでございます。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） だから今、津波避難タワーを造っているわけでしょう。設定できないから。今、仁科だってそうじゃないですか。そういう所に造っているわけ。だから、確実に安全な所を指定する義務があるわけです。市町村長は。それで静岡県のGISの浸水想定か、あれはもう確実に、確実にというかL2津波では、ここまで来ますよと言っているわけです。だからそれ以外の所に設置するということは当然なことで、それを認めてるということはおかしい。それで情報が、ちゃんとその区長さんなり区の人と情報を与えて話し合っ、それで決めているのか。ただ向こうの言っているここでいいですということではいけないと思

ますよ。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ですから、壇上でも申し上げましたけど、もう一度読みますよ。平成30年度から行っている町民防災会議でも協議が行われ、地区が要望する避難場所として選定されました。津波浸水区域も示した上で協議を行い、選定の段階で改めて津波浸水区域内であることも確認しましたが、選定した場所まで来れば、避難の次の段階としてもう1段高い逃げ場所がすぐそばにあるとの見解からこの場所で決定をし、町としても承認をしたということですから、しっかり区と協議の上で決まっているというものでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 何度も言うように、災害対策基本法では市町村長が安全な場所を指定するという事になっているわけですよ。

次、行きます。文教施設整備の件ですけど、8月11日の全協において、町長が確か1メートルの盛土をするというようなことを言っておられたと思いますけど、なぜ1メートルの盛土をするのでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 1メートルの盛土をする理由につきましては、当然、仁科川が越水することが想定できないわけではありませんので、そういった場合を考慮すれば当然そのぐらゐの盛土は必要だろうというような判断をしているものであります。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） ちょっと長くなりますけど、津波災害対策については、第4次被害想定にある南海トラフ地震によるL2津波による浸水想定をもって、対策を立てられているわけですよ。このように災害に対して同様に災害の影響を想定して対策を立てるということは当然のことですから、文教施設整備原案の場所は、浸水深2.8から2.5メートルであるから、計画では3.4メートルの盛土をして、津波に備えるわけですよ。

今回町の方で示された先川の子ども園の候補地は、この仁科川が静岡県に平成31年3月29日ですか、こう浸水指定を受けて洪水浸水想定区域に指定されたわけですね。区域内に。洪水浸水想定は、想定する場合は、先ほど越水するから1メートルだって言いましたけど、平成27年に水防法の改正により、降雨条件が計画降雨から想定最大規模降雨に改定されているわけですよ。

それによって洪水対策というのは、想定最大規模降雨量で浸水想定、浸水深、浸水時間をもって立てられなければならないということになるわけです。ちなみに蛇足になりますけど、洪水浸水区域のこの想定最大規模というのは、想定しうる最大規模の降雨に伴う降水により浸水が想定される区域、及び浸水した場合想定される浸水を示す図。

それで、計画規模というのは、河川改修を行う際の計画規模の降雨に伴う洪水により浸水が想定される区域、及び浸水した場合に想定される水浸を示したものです。これで行きますと、町長は越水するから1メートル盛土するというけど、8月11日に示された全協の当局の洪水想定データというのは、計画規模だね、これは適切でなく、これで議論することは間違いです。静岡県自主によれば、今回計画は候補地としては、先川の丸印内は、仁科川の水浸深は、洪水したあとの水浸深は、当局の示す計画降雨量では約1メートルですけど、最大想定最大規模降雨ですね、水浸深3.2メートルから3.5メートルの場所となります。

子ども園等の要配慮者等建設する場合、浸水想定まで地上げをするか、床面を予想水面以上の高さにするということは、現在ではこの常識ではないでしょうかね。津波対策だって、同様にいつ来るかわからない洪水対策をわからない対策として、3.4メートルも嵩上げするわけですよ。洪水対策だからってやらなくていいということはないと思いますけどね。それと先川の、この論からいくと、候補地においても、この先川の子ども園の候補地においても、子ども園の安全を担保してこの施設を存続させるためには、3.5メートル以上の盛土が必要になるんじゃないですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 3.5メートルというのがどのくらいの高さになるのかわかりませんが、あそこの中地区の先川から見て、消防署の建っている道路高が3.5メートルより高いのであれば、そうなるかもしれませんが、当然そこよりも低いのであれば、西伊豆町のこの仁科、中から南がすべて満水にならない状況の時にはそこには至らないんだろうということは普通想像できるわけでございますので、議員がおっしゃっているのも数値としてはあるのかもしれませんが、現実的には、この狭い範囲、しかも急峻で水が降って1時間もあればはけるような土地の状態、そういったものが発生するということは想定できないわけでございますので、仮に越水若しくは仁科川が崩壊したとしても1メートル嵩上げをすれば、この平地で飲み込むことは当然できるというふうに思っております。

ただ、じゃあ根拠はどこにあるのだということになりますと、なかなかそれを今示す状況にはございませんので、また後程調べてお示しはしたいというふうに思いますけれども、想

定としては、一応そういうもので行っております。町としてはそこを選んだ一つの要因としては、下田消防組合の西伊豆支所が建っている所であれば、そういったものに対しては万全な対策が取れる土地であろうということも当然想定されるわけでございますので、もしここが駄目だということになりますと、そもそもその消防設備は駄目ですねということになりますので、そのへんも勘案した中で場所を選定したということです。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 実際そんなに降らないだろうということでおっしゃられましたけど、津波の場合だってそうですよね。いつ来るのかわからない。本当に来るのか。それに対して想定、その津波の高さに対して対策を立てているわけですよね。当然洪水だって同じことですよ。

次に、静岡県GISによれば、この大地震に子ども園の原案の場所は、地質は礫（れき）で、液状化の可能性がないとされていた場所ですよ。それで地質調査をした結果、軟弱地盤で追加のくい打ち、及び杭打ち工法、擁壁の高さの変更は必要とされ、約3億円の追加が必要となったんですけど。

一方この先川候補地は、泥質で液状化の可能性は中とされているわけです。すでに、けど液状化の可能性はありますよということ言われているわけですよ。原案の場合は可能性はなしとなっていた。それであるからして、それで原案の先川候補地はどうなるのかわからないので、それで地質造成工事の比較、費用もまだ全然できない状態において、決めるというのはね。決めたいというのは、ちょっと拙速ではないですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） なぜ、その1番初めから来ておりますところの3.5メートルをすることによって、その杭打ちが必要であるとかということになりますと、当然3.5メートル分の盛土の圧が掛かりますので、それに耐えられないので、あくまでも杭を打たなければいけないというものでございます。ですから、3.5メートルではなくて、当然今の敷地の高さであれば同じものを建ててもそんな杭は必要ないわけでございますけども、その重圧が液状化というか、その土に対してのかかりかたによって不安定になるというものでございますから、先川の所で1メートル盛土をしたとしても、その圧は3.5メートルとは全く変わるわけでございますので、それを同じ議論であそこは3.5メートルで杭が必要でこちらは1メートル杭がどうこうというのを、同じところで話をされると、これは全く違う問題でございますから、そのへんをよくご理解をいただいた上で、先川のほうは基本的に場所は浸水想定区域外ですから盛土の

必要はございませんが、先ほども申しあげましたように、もしかしたら越水する可能性がゼロではないので、1メートルぐらいのかさ上げは必要なんではないか。

その時には、こういった工法がありますよということで杭を打つまでの必要はないだろうという判断をしているものでございますから、議員のおっしゃっているように、そちらのほうの中地質が液状化だというようなことがあったかもしれませんけども、そういった本当に多額な費用が掛かるような杭を打つかいいうものは必要ないので経費の削減ができるというものだと思います。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 原案の場所が杭打ちの費用が掛かりすぎることですね。当初の子ども園のこの造成工事の杭は120本で深さ10メートル、杭の種類はPHC工場製高強度コンクリート杭、擁壁の高さ4メートルの予定でしたが、地質調査の結果地盤が軟弱で液状化が見込まれるという事ですね。杭76本追加、約7,600万円、それで擁壁、地盤掘り下げによって5.2メートルにするということで、これらの工事が800万円、これに付随して杭の196本を10メートルから12メートルにすることによって、杭はまたより強度を増すために、現場打ち等にする付帯工事が1,500万円ですか、これ合わせて約3億円追加ってことなんですけど、これが全然、これ原案の場所ですよ。原案の場所がこれ液状化が見込まれないとされていた場所で、こういうことが出ているわけ。そうすると、もうすでにこれ先川でも液状化のクラスは中、発生は見込まれますよということ言われているのに、その液状化が見込まれないとか、費用が軽まるかそれはないと思います。

原案かまたそれ以上の杭打ちの費用が掛かるんじゃないでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） その3.5メートルの盛土をするということがネックなものでございまして、要はそれだけの盛土をすれば、相当の重圧が地面にかかってくるわけですね。今何も無いわけですから。それに対応するためには、それほどの工事をしなければいけないということを県のほうから言われておりますので、そのマウンドを造るだけで3億以上のお金が掛かる。これを先川に移すことで、これが解消されるということですから、液状云々ではなくて、3.5メートルの盛土が今までは津波浸水深から逃れるために、良しとしてきたものが悪影響を及ぼすので、であるならば盛土をしないほうがいいのではなかろうかというところで、議論が進んでおります。ですから、そちらのほうで液状化の危険性が低かったのに、そんなものをして危険が高い所でやらなくてもいいというものではなくて、3.5メートルの圧が掛かるこ

とに対するそういったものをしなさいということを県が言われましたので、急に工事費が増えたということでございます。

○議長（山本智之君） 一般質問の途中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時47分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 先ほど町長が3.5メートル、原案は3.5メートルの盛土をするから、土圧が上がるから追加の杭が必要になったというようなことを言ったけど、この先川の方だって、越水で3.2メートル、5メートルの浸水が見込まれるんだから、先ほど言ったように3.5メートル以上の盛土が必要になるわけです。そうすると土圧は当然同じようにかかるわけですね、原案と。そうすると追加のベース、ベースの杭はどのくらいなのか知らないけど、原案では120本だったベースが76本増えた。それでは先川の方だって、液状化が原案より大きく見込まれているという状況においては、当然同じ状況、それ以上の状況は、工事の状況は必要になるじゃないかと。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 芹澤議員の言う事はごもっともです。もし先川に3.5メートルの盛土をすれば、そういうことになろうかというふうに思います。ただ、うちはそれは想定はしておりませんので、そこの経費はかからないというふうに見ているものでございますから、そのへんが、もともとの比べているベースが違いますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） だから、そういうことを想定しないで、もしそういう場合になったらどうするの。費用問題から発生したこの移転、候補地問題が、候補地変更問題が、費用問題から発生したのに、じゃあまた同じようにほぼ金額的に変わらないということになる。そういうことだってあるわけじゃないですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 費用問題は確かにそうです。当初3.5メートル盛土をした時に掛かる費

用というのは壁を造るのに約3億円掛かると想定しておりましたが、3億円ではなくて6.5億円掛かるということで、3.5億円が積み増しになるので、それを避けるために先川のほうでという方向転換をしているわけですが、議員はあくまでも先川の方はその洪水のものでそう示されているので、3.5メートル盛土をしなければ危ないと。なので3.5メートル盛土をすると、土圧は一緒だから同じ費用が掛かるのではなかろうかということかも、そうではなかろうかということでおっしゃっておられるのではなかろうかと思えますけども、町としては3.5メートル盛土をするという想定はしておりませんし、先ほども言いましたように下田消防署仁科のあそこの分署の所につきましても、当然盛土はしておりますけれども、そういう工法が取られているかというふうに言うと、そうではないということですので、仮に盛土をしたとしても、それほどの費用は掛からないというふうに思います。それにまたここに3.5メートルの盛土をするということは想定はしておりません。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 消防署の所と、今候補地としている所、これ地質は全く同じってことは言えないわけですよ。盛土がしなくたって、もう先ほどから何回も言っているように、液状化はもう県のGIS（静岡県地理情報システム）で中程度は見込まれるということが言われている以上、当然杭を打つ費用は掛かると思えますけど。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当然、杭を打つ費用などは掛かることは想定されます。ただ、先ほども申し上げましたように、当初今の学校の場所に盛土をする場合、町としては3億円を見込んでおりました。ただ、この3.5メートルのものをを行うにあたって県と協議をした結果、3億円では足りず、3億5,000万円の積み増しをしなければいけないというものでございますから、仮に1メートルの盛土をしたとして、3億円掛かったとすれば、当然3.5億円は浮くわけですのでございますので、経費は削減できるというふうに思います。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 3.5メートルの浸水が見込まれる所に、1メートルでいくという論法は、行政の建物としていかなものか。津波の違いは、津波と洪水の違いは、早めに避難できるからということではあるわけですね。それで、そういうことであるから、3.5メートル来ても、1メートルの盛土でL型擁壁工事として費用を削減するというようなことを考えてるのではないかと思いますけど、現在の線状降水帯による洪水災害が近年頻発している中でですね、当然3メートル以上の洪水は来るということは否定できないわけですね。

それで1メートルの盛土で、建物を建てるという事は、まさにこの正常バイアスが働いているとしか言えず、本来子ども園の津波災害対策として移転する事業であったことが、あまりに稚拙な考えじゃないかと。浸水深3メートル以上で盛土1メートルなら、2メートル以上浸水するという事ですから、この災害に最初から損傷することがわかっている建てるということは、一見コスト削減になるのかもしれないけど、大局的に見れば財源の無駄遣いじゃないですかね。なんかあります。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 議員のおっしゃるように、私も壇上で申し上げましたようにフルスペックでできるのが一番いいと思っております。ただそうは言ったって行政としては、財源も考えるのは当然のことでございますので、今こういうご提案をさせていただいております。

ただ、ここの1メートルの盛土で、もし洪水が発生した場合、子どもの命が守れないということであるのであれば3.5メートルの盛土も考えられるかもしれませんが、当然前線であったりとか、台風が来る時には園は休園いたしますので、子どもも保母さんも一人もおりません。ですから人命にあたっては、害はゼロなわけでございます。

ですから、そこは、人命との天秤を掛けるのであるなら、お金が掛かってでも対応しなければならぬというふうに思いますけど、そもそも守るべき人がいない建物で、物の損傷だけで済むのであれば、いつ来るかわからないものに関して多額の費用を掛けるよりは、経費削減ということを考えるのもそれは行政としては当たり前のことでございますので、正常バイアス云々ということではなくて、いない所の守るべきものがないということだけのご理解をいただきたいと思っております。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 先ほども言いましたように。津波だって、いつ来るかわからない津波に対して対策を立てるわけですよ。洪水だからいつ来るかわからない。避難できるから、あらかじめ避難できるからやらないと。だけど、建てておけば、指定避難場所にも活用できるわけじゃないですか。ちゃんとした浸水深以上の建物も建てればですね。

次に、当町の子ども園の予定地だった所のグラウンドの件ですけど。今日の回覧板で、グラウンドが云々かんぬんということが載っていたわけですけど、当局は子ども園建設予定地だった箇所をグラウンドとして使用できるとしてはございますけど、この広さはしっかりした矩形ではないわですよ、残った場所は。使用できるという場所は。私がざっと本当に素人が計った分では60メートル掛ける70メートルぐらいで、そんなものですよ。

それで部活、その他運動場として機能するののかという疑問があります。そしてもう一つ、土砂災害警戒区域だからということも挙げていたけど、デメリットとして。これは県の急傾斜工事で対応できるんじゃないでしょうかね。あと、プールを設置するかしないかの問題ですけど、人口減少が廃たれていく町で、この文教施設にそんなに大金を掛けなくてもいいという声があります。だけど、廃れていく町だからこそ人口減少に歯止めをかけるような魅力ある施設を建設すべきであり、水泳は大変重要な事業であり、先生、生徒の利便性を考えれば、当然設置するべきです。現代社会において、このプールのない小中学校ってあるのか。それはたいへん疑問に思います。まあ単に津波対策と学校統合を考え、魅力ある教育施設の構想を捨てて、費用削減を考えるのであれば、現在地にこだわる必要はありません。

それともう1点、文教建設準備委員会でこの父兄に原案の危険性などを説明し、出席者の60パーセントが先川案に賛同を得たとしていますけど。文教準備委員会で説明して了承した後、その進め方が果たしてどうだったのかということ、甚だ疑問に思うわけです。まず、アンケートの数が取るべき対象者が165人だったというわけです。それに対して、アンケートを取った人は45人、3分の1にも満たないわけです。そのまた60パーセントしか賛成していないアンケートを利用するのか。それを示して、文教委員会に説明したということになっているわけですけど。先川は津波浸水区域ではないですけど、洪水浸水区域3メートル以上の浸水想定がされる。実質泥質がね、軟弱で対策がそれなりに費用が掛かるということなのは、きっちり文教施設の準備委員会において説明されたのか。

本来なら、費用がかかるのにほかの所では、まずは文教委員会で協議して、本来なら費用が掛かるので、ほかの所がもっとないか、文教委員会で協議してその結果を受けて、町長と教区委員会で総合教育会議を開催し、意思決定をするべきではないですか。先川ありきの、町のシナリオ通りに進んでるように考えるんですけど、どうなんですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 先ほども申し上げましたように、私はフルスペックでやりたいんですよ。先川案がすべてだとは思ってはおりません。議員のおっしゃるように、適地があるのであればやりたいです。だから1番初めに旧洋ラン跡地のボーリング調査をしましたけど、あまりにも盛土の深さが深すぎて駄目だったわけですよ。西伊豆町で、もし軟弱地盤じゃないような所を探すのであれば、それこそどこかの山の頭をポーンと跳ねて、岩盤の所に建てるしかできないわけです。そういったものを今から探していくということは、不可能に近いわけでございます。ただ、3.11以降東海地震、また南海トラフの地震が発生する危険という

のは、ゼロではないわけでございますので、それから子供の命を守らなければいけないということで、今着々と進めているわけでございますので、そのへんだけはまずご理解をいただきたい。延ばせばいいというものではないという案件でございます。

それと、先ほどから先川に行くのはけしからん。だから元に戻すためにいろいろなことをおっしゃっておられますけども、先ほども言いましたように、別に私はフルスペックでやりたくないわけじゃないんです。ただ、そうは言っても、いろんな人のご意見を伺う中ではなかなか自分の都合だけ、また自分の考えだけ押し付けるわけにはいかない。かといってちやぶ台をひっくり返すわけもいかない。なのでいろんな方のご意見を受けるのであれば、多少費用も軽まるのであれば、違う案も提示する必要があるということでございますので、そこまで行政に、こんこんと言われるのであれば、議会の中でそういった議論はされているんですか。議員の方でも昨日の一般質問の内容を聞けばわかるじゃないですか。芹澤さんのおっしゃることを、私が議会のほうに出したら否決されたわけですよ。否決されるものは私たちは議論の俎上には載せられないので、数多くの方がご理解いただけるようなものに修正をして、今図っているものでございますので、そのへんをなにもかもすべて芹澤さんのいうとおりやらなければ、俺は気に入らないということで反対するのであれば、それはしょうがないかもしれませんが、町としてはしっかりと努力をして進めておりますので、そのへんのご理解はお願いしたいというふうに思います。

○議長（山本智之君） 教育長

○教育長（鈴木秀輝君） 先ほどの中でグラウンドのことですけど、私達もメイングラウンドとしては考えておりません。サブグラウンドとして考えております。確かに運動会をやったりだとか、お客さんを招いて何かをしようという時はちょっと足りないかなとは思いますが、そのへんはほかのそういう時の行事につきましては、また別の所は検討できるかなと思っておりますので、その時だけです。

それと、普段の授業であるとか、あるいは部活動ですけども、2面程度のコートは造れると思いますので、普段の体育の授業、それと部活動、その点については、支障なくできるものと思っております。それとプールについては、ない学校のほうが最近多くなっております。下田市では1校、稲穂小学校はありますけども、そのほかの小学校は一切プールは昔からありません。市内のプール、市営のプールを使って、年間で10時間程度の授業ですので、市営のプールの方を使ってやっているところが多いです。

最近の学校も、プールを作らないという新設の学校が多くなってきております。それはや

はりそういうほかの学校との共有を図ったり、あるいは市営のプールを利用したりとかということで、建設費を軽めるといような方向が多くなってきているようです。

それと、文教のほうの提案ですけども、文教委員会のほうに、これまで提案させてもらって、その中でいろいろ意見を聞いた中でやってきていますので、文教の中で話し合っていないということではありませんので、文教の方がいろいろこれまでの経緯の中でこのようなことを決めてくださっていると思います。

それと、この別用地、園を別用地にするということ、今年になってから提案させていただいてますけども、その時、文教委員会の中でも、園が遠くでなければ、近くであれば考える要素の中になるのではないかと。ただそのことについては保護者の意向も聞きたいということで、保護者説明会をさせていただきました。保護者説明会のほうは参加者数が少なかつたわけですけども、それもその中で意向を、来ていただいて説明を聞いた上で判断をしていただきたいという思いで、そこの数は皆さんが来ていただいた中で、説明を聞いた上でこう判断して下さったり、意向ということで、その意向は尊重したいなと思っております。

それと昨年度に、これからのこの設備、文教施設の整備について、進め方について、委員会等のほうに任せる。あるいは全体に意見を集めてというようなアンケートがあったそうです。その時に、委員会のほうに任せるという意向のアンケートがだいたい7割ほどあったということですので、保護者の皆さまは、文教委員会、あるいは教育、行政のほうにお任せをしてくださっているのかなという理解をしております。

○議長（山本智之君） 一般質問の途中ですが、

暫時休憩します。

再開は、午後1時とします。

休憩 午前12時05分

再開 午後 1時00分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 移転の先川の件については、工事計画をしっかりと立てて、それで予算

をちゃんと計画どおりいくのか、それから比較検討していただきたいと思います。

それから、先ほど教育長のほうから、教育委員会がしっかり議論しているというようなことは言われましたけど、総合教育会議の最終決定者は大綱については町長ですから。

じゃあ、コロナウイルス感染症の臨時交付金の使い道についてですけども、今回2次の臨時創生交付金では基金の積立てについて緩和されたわけですけどね。利子補給事業・信用保証料補助事業等の事業であれば、複数年に渡る財源確保のため基金を積立てすることができるということになったわけです。当町の場合でも、多くの利子補給事業者が利用者がいると聞きますけども、コロナの先行きが読めない状況では、利子補給期間の延長、または検討、利子補給事業は安定、継続していくためには、この財源確保とし、利子補給の基金積立をすべきではないかと思うんですけど、そのへんはどうでしょう。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 各市町の様子を窺っておりますと、第1次2次を含めて、年度内に消化できない可能性がある市町も出てきておりそうな感じですけども、おかげさまで西伊豆町につきましては、今申請をしております金額で1次の7,000万強、2次の2億数千万のものが、ほぼ認められるという状況でございますので、基金に積み立てるお金の財源になる臨時交付金の残はないという状況でございます。

ただ、交付金を残してそういったものに使った場合は、やはり色がついておりますので、使い勝手は悪いわけでございますけども、今回この臨時交付金をすべて申請が通りますと、今まで財調を取り崩してこの事業をさせていただきたいということで議会の皆様にもお願いをし、3億円を使ったわけでございますが、今度これがまた財調に積み増しで戻ってきます。そうすると丸太のお金になりますので、不要な基金を積むよりは、全く色のないお金を持っていたほうが、町のほうとしては、使い勝手がいいのかなというふうに考えておりますので、敢えてこの基金積立用のお金をプールする必要というのはないのかなというふうに考えております。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） ちょっと町長と私の思っているところが違うんじゃないと思うんですけど、私は利子補給事業専用の基金を積んだらどうかということなんですけど。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 敢えてそれを積むなくても、これは国から来ているものの内の何パーセントかは町の方で支援をするという方向で議員の皆様にも図って、今進めておるものでご

ございますから、3年であったり5年、限られた期間、基金を積まなくても必ず出さなければいけないお金を、最終的には当初予算で組むのか、臨時で組んでいくのかわかりませんが、財政調整基金を取り崩すような形で、その基金には当てていくべきではないかというふうに思いますから、敢えてそれ用の基金をこの、臨時創生交付金を積み立てて、そういったものを用意する必要はないのかなというふうに考えおります。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） わかりました。次に、今回財源切替ということで、営業自粛協力給付金を一般財源から臨時交付金に切替える補正6号が出ているわけですけど。当町においてはですね、営業自粛協力金にては、国県の補助を当てずに、町の貯金、財政調整基金を取り崩して、逸早いコロナ対策を行ったということで、テレビ等で若い町長で行動力があると持て囃されて評価されたるわけですよ。議会としても、まあ、財調を取り崩してまでやるということを意気を感じて賛同したわけですよ。個人的には私としても評価したいと思います、それは。

しかし、ここにきてこの貯金を取り崩してまで行う行動力であったのが、自粛営業系を財調に振り替えるというのがコロナ対策の施政として、町長の施政として、この行動力のある町長と言われている姿勢が腰砕けではなかったかと思えますね。そもそも当町の営業自粛協力金は、臨時交付金の対象になるのかということです。ここにこの内閣府の臨時交付金のQ&Aでは、要請等に基づく休業に伴い生じる損失を補償する目的で実損失額と連動するかたで助成する金額を決定する直接的な損失補償については、交付対象外であるとされています。

当町のように、前年度実績約7割を保障するシステムでは、この損失補償にあたり、この交付金の対象とはならないんじゃないですか。どうなんですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 中身の詳細につきましては、担当課長から答弁させますけども、4月8日の全協の中身をもう一度精査をしていただければと思います。3億円を取り崩させていただいて、ご来町をご遠慮いただく代わりに休業補償をうちは出すというようなことをお願いをした時に、今現在では国からお金は来ておりませんが、こういったものが出てくるであろうという推測、これはリーマンショック級というふうに言われておりましたし、それ以上のものが来るとうちも見込んでおりましたので、来た時にはそれを振替えますけども、一時的に財調3億を取り崩させてほしいというお願いを私はしたはずでございます。

ですから、腰砕けではなくて、もともとこれが来るのを当てにして、もし来なくても財調

3億の取り崩しで済ませるといふことをお願いをしてあったかと思っておりますから、国からお金が来たんであればそれに振り替えるのは当然のことでございますので、全く方針を変えたといふものではございません。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 内閣府の臨時交付金のQ&Aによりますと、地方公共団体が、休業要請に応じ協力する事業者等を支援する目的でこれらに対し定額で支給する協力は実損失額に該当しないといふふうになっております。また、売上減少額等や休業中も必要となる家賃等について、その一定割合を上限額を設けて支援金その他の名目で給付する場合についても、実損失額に該当しないといふふうになっております。

今回、町が支給しました営業自粛協力給付金につきましては、休業要請に応じた事業者等への協力金でございます。また売上減少額については、今年度の実損失額ではなく、前年度実績に対して一定割合で上限額を設けた中で協力金として支給をしておりますので、事業者等への損失補償には当たらないといふふうを考えております。

なお本件につきましては、交付申請にあたりまして、静岡県を介し内閣府地方創生推進室でも確認を取っておりますので、その上で対象事業として申請を行っております。

以上です。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 一定割合の定額ならいいわけだけど、実損失の昨年実績の何割とかいふ、その率を掛けるといふのは、それはよく認められないんじゃない。そのへんはいいといふんだから、認めらたといふんだから、認めたと思ふんだけど。普通そうですね。

それで、この営業自粛協力は1億8,491万2,000円ですけど、さっきも言ったように、取り崩してコロナ対策として町長の知名度を上げるために上げたんだけど。この、財調から崩してね。町長、貯金を切り崩してまで町民に対して補償したという姿勢が全国的に評価されて、ああすごいなということになったわけですね。それで、本当は、だけど貯金は使うんじゃないよといふことは言わないと、社会的といふか、信頼を裏切るんじゃないか。だからそれはこういうことですよといふことは、エクスキューズ、社会的にも住民にもエクスキューズする必要があるんじゃないかと思ふ。

この財源は、まだコロナ対策支援されないところで、この1億8,600万円は使うべきであって、例えば避難所の感染対策として非接触型体温計、簡易ベッド、パーテーションですか。それで消毒薬等の拡充をする、福祉施設介護サービス事業者は感染予防の防護服、マスク、

消毒液、非接触型体温計、感染予防ガウン、手袋の支給、医療機関、飲食店、宿泊施設など非接触型体温計、マスク、消毒液を支給するなど新しい生活用品は何かされないのか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 芹澤議員はとても真面目な方だということが、さらにわかったわけでごさいますけども、確かに文面上だけ見れば、そうです。財調取り崩して、貯金を取り崩してでも、住民を守るというふうに広報されておりますので、終わってみれば違うじゃないかと言われるかもしれませんが、私たちは議会に対しては、こういうのが来たらそれに充てますと言って、ただ来るか来ないかわからない段階では、財調を取り崩すしか方法がありませんので、そうさせてほしいという議会のご理解のもと3億円を取り崩して事業を進めているわけでごさいます。

それをエクスキューズしなければいけないというのは、別に私達がそうしてくれという報道をお願いしたわけではごさいますので、それは、そちらの方がどのように取られるかということは、私達は強制はできませんし、事実としてはこういう状況。ただ、要はそのお金が来るか来ないかという、来なければ何もしないのではなくて、私達は来なくても財調を取り崩してやるという町の方針と議会の皆さまが、それにご賛同いただいたという結果が、報道されたというふうに思っておりますので、改めてそういうものを訂正する必要はなかろうと思います。

仮に、今来ている給付金を、1億8,400万浮いたじゃないかと。そういったことで、このコロナのもので対象になっていない事業者さんに充てればいいんじゃないかと。そのとおりでごさいます。ですから先ほども基金の利子補給のところでも申し上げましたように、財調に積み増しをすれば、全く色がついていないわけでごさいますので、町当局と議員の皆様が相互に理解した事業であれば、何に使っても問題のないお金が蓄えられたということでごさいます。

ただこれも、給付金の状態、臨時交付金の状態で置いておきますと、国・県に申請を上げないといけないという事務手続きが来ますし、その案件について国・県が認めないというふうに言うと、結局使えないという状態になりますので、私達は与えられた給付金すべての申請を終え、満額いただいた状態で今まで使っていたものをもう一度財調に積み増しをすることで丸太で使える状況が今発生しているということでごさいますから、当然この9月から来年何月までこのコロナ騒ぎが行われるのかわかりませんが、その時々で対策は今後も打っていかねばいけないと思います。

ただ、この給付によって町に戻ってきたお金というのは、いろいろな色に変えることができるという状況でございますので、またそのつど新しい政策を考えた時には議会の皆様にお示しをし、ご理解を頂いた上で活動をしていきたいというふうに思います。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ですから、後段のものは、今後皆様と議論した上で必要なのであれば、そういった体温計であったりというものに使うことは可能ではなかるかというふうには思います。今現在では打てる手立はいろいろ打ってございます。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） じゃあこれ、この今私が何件か上げた例については、今後検討してもらえるとということで良いわけですね。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 検討はいくらでもできます。ただ、結局最終的には議会のご理解をいただかなければいけませんので、いくら芹澤さんがこれをやれと言っても、大多数の方が賛同していただかないとできないということもありますから、町としても必要なものについては検討して予算要求をし、そして議会に上程をしていくというような形になりますけど、もしそういったものがあるのであれば、議会のほうでこういったものに使ってはどうかという議論もまた深めていただければというふうに思います。

これは、コロナの初期状態の時に増山さんともちょっと相談をしたんですけど、議会としての要望はないんでしょうかと言ったら、今議会としてはそういったものはやらないというような方針だと私は聞いておりましたので、議会のほうとしての要望をまとめてくれるのであれば、町としてはそれなりの対応はできるというふうに思います。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 介護事業所とか、病院、歯科医院関係は4月頃から、国・県とか歯科医師会とかから直接マスクとかアルコール液、防護服等が届いております。枚数的なもの把握はできませんけども、その部分は確認しておりますので、随時何ヵ月に1回で配布が行われているようです。

以上です。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） この第2次臨時交付金の先行受付分として7月31日までに、受付事業者数5,960のうち、620件、10.4パーセントが事業継続困難に陥っている。また中小・小規模

事業者の支援ということで、590件、9.9パーセントが生活に困っている世帯や支援を要望しているということがありました。多くのこの自治体でこういうことを求められているんだけど、当町では、どうしてこれに属する支援が見られないのか。

例えば中小・小規模事業者の支援では、持続化給付金、家賃支給の対象とならない農業、漁業者を含む中小・小規模事業者に対して、一律定額給付金の支給、または業績の回復の思わしくない状況であるので休業要請を受けた事業者に対しては、追額の定額給付金、生活に困っている世帯やコロナ対策で出費が増えている子育て世代、ひとり親世帯の追加支援、解雇で仕事量が減少による収入源で生活困窮者の支援、社協による小口支援がある小口資金、貸付がありますが、それではなく、定額給付での支援、これらのことは、町では必要ではないかと思います。

そして最後に、多くの市町村がネット上に臨時交付金の使い道を公表しているわけですけど、それによると各課が丁寧な事業を出し、真摯にコロナ対策に向き合っているということはわかります。

それに引き替え当町では、ほとんど割与えた規定事業か、まちづくり課がわずかに奮闘しているのみで、支援のネットの目が大きすぎて取りこぼされるというのが大きい。コロナ影響の多岐にわたって、交付金の使い道は、全般をカバーすることはできなくても、できるだけ範囲できめ細かく丁寧に支援されることは求められるが、果たして各課がコロナ対策に真摯に向かいアイデアを出し合っているのか疑問を持たざるを得ません。各課が奮起しているいろいろな事業案を出して、セーフティーネットの目を小さくすることを期待して終わります。

以上。

○議長（山本智之君） 4番、芹澤孝君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時26分

◎報告第2号の上程、報告

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

日程第2、報告第2号 令和元年度西伊豆町財政健全化判断比率の報告についてを議題と

します。

当局に報告を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長(星野浄晋君) 報告第2号 令和元年度西伊豆町財政健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度西伊豆町財政健全化判断比率を監査委員の意見書を付して、別紙のとおり報告する。

令和2年9月1日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長がご報告申し上げます。

○議長(山本智之君) 総務課長。

○総務課長(高木光一君) それでは、報告第2号についてご説明させていただきます。

1枚おめくり頂きたいと思います。健全化判断比率報告書でございます。この表は4つの指標からなっております。まず、実質赤字比率ですが、これは一般会計にかかるもので、令和元年度も赤字はございませんでした。

次に、連結実質赤字比率ですが、西伊豆町のすべての会計を合わせたものになりますが、こちらも赤字は出ておりません。

次に、実質公債費比率ですが、こちらは令和元年度比率が3.9パーセントで前年度に比べ1.3パーセントの増となっております。こちらにつきましては、添付資料の審査意見書の4ページ総括表の③実質公債費比率の状況のところに基礎データがございますので、後ほどご確認をいただきたいと思いますと思いますが、増加の要因といたしましては、元利償還額が増となり、比率計算式の分子が増えた半面、基準財政需要額と普通交付税額などが減り、分母が減ったためでございます。

次に、将来負担比率ですが、こちらは審査意見書の5ページをご覧いただきたいと思います。1番下の計算式のAの将来の負担額よりもBの充当可能財源等のほうが大きいということになりましたので、将来負担比率は算定なしというふうになりました。

報告第2号の報告書に戻っていただきたいと思います。

指標の一番最下段になりますけれども、早期健全化基準の数値以内にすべての指標が収まっておりますので、良好な財政運営であったということでございます。

簡単ではございますが、以上で報告とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 以上で、報告第2号を終わります。

◎報告第3号の上程、報告

○議長（山本智之君） 日程第3、報告第3号 令和元年度西伊豆町資金不足比率の報告についてを議題とします。

当局に報告を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 報告第3号 令和元年度西伊豆町資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和元年度西伊豆町資金不足比率を監査委員の意見書を付して、別紙のとおり報告する。

令和2年9月1日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長よりご報告申し上げます。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） それでは、報告第3号についてご説明させていただきます。

こちら1枚めくっていただきたいと思います。資金不足比率報告書でございます。こちらは令和元年度の公営企業にかかる資金不足の比率を報告するものでございます。当町は水道事業会計と温泉事業会計が該当となります。各会計の余剰金があるかないかが判断の基準となっておりますが、添付資料、審査意見書の8ページをいたします。

この表の右側のほうに（8）の資金不足額・余剰額（連結赤字比率）の欄がございますけれども、上段の水道事業会計の余剰金が4億9,704万1,000円、その下の温泉事業会計は7億7,494万3,000円の余剰金がありまして、資金不足は生じていないということになります。

報告第3号の報告書に戻っていきたいと思います。両会計とも資金不足は生じていないことから、健全な経営であったということでございます。

簡単ですが、報告とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 以上で、報告第3号を終わります。

◎報告第4号の上程、報告

○議長（山本智之君） 日程第4、報告第4号 令和元年度西伊豆町教育委員会自己点検・評価の報告についてを議題とします。

当局に報告を求めます。

町長。

[町長 星野浄晋君登壇]

○町長（星野浄晋君） 報告第4号 令和元年度西伊豆町教育委員会自己点検・評価の報告について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、西伊豆町教育委員会自己点検・評価を報告する。

令和2年9月1日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当局より報告申し上げます。

○議長（山本智之君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） それでは、報告第4号について、ご説明いたします。

報告書は次のページからになります。

まず点検・評価項目につきましては、報告書の1ページにも記載してございますが、教育委員会の権限に属する事務の管理および執行の状況について、令和元年度の教育委員会の活動、教育委員会が管理・執行する事務、それから教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務に区分し、教育委員会および事務局で自己点検・評価を行いました。

自己点検・評価の内容につきましては、1ページから8ページになります。また、自己点検・評価を行ったものを評価委員会において説明し、それに対するご意見をいただきました。

そちらは、9ページになります。内容につきましては、報告書に記載のとおりでございます。詳細説明につきましては省略させていただきたいと思っております。

以上簡単でございますが、報告第4号の説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 以上で、報告第4号を終わります。

◎散会宣告

○議長（山本智之君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

皆さん、ご苦労さまでした。

散会 午後 1時34分